

9. その他

(開会 午前10時00分)

| | |
|------|---|
| 事務局 | 初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。 |
| 河野会長 | 会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。 |
| 議長 | ただいまから令和3年第3回廿日市市農業委員会総会を開会をいたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名、本日の出席委員13名、欠席委員1名、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づきまして、3番の神鳥委員、4番の中山委員のご両名にお願いを申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号10番については、議席番号1番の中田委員に関係する案件のため、先に11番から17番を審議をいたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借についてのうち、番号11番から17番について説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は、2ページに総括表、3ページ・4ページ・5ページに内訳、位置図は2ページから7ページになります。 番号11番、農地の所在地は、津田字檜ノ迫、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は4筆の1, 895平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和4年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものでございます。 次に番号12番、農地の所在地は、玖島字壺町田景浦、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の2, 876平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和13年3月31日までの貸借の新規設定を行うものです。 次に番号13番、農地の所在地は、浅原字下保曾、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の657平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和7年3 |

月 31 日までの使用貸借の再設定を行うものです。

次に番号 14 番、農地の所在地は、浅原字上保曾、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 2 筆の 1, 394 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

次に番号 15 番、農地の所在地は、浅原字下保曾、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 1, 242 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和 7 年 3 月 31 日までの使用貸借の再設定を行うものです。

次に番号 16 番、農地の所在地は、浅原字正木原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 2 筆の 4, 330 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和 6 年 3 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号 17 番、農地の所在地は、浅原字長通、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 1, 668 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和 6 年 3 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号 11 番から 17 番の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

受付番号 11 番、松井委員さん、12 番、堀田委員さん、13 番から 17 番まで古川委員さんをお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

松井推進委員

津田地区推進委員の松井です。番号 11 番について説明いたします。2 月 16 日に会長、木浦委員、事務局 2 名と現地確認を行いました。地図は 2 ページです。現地は、支所から約 1 キロ南に位置しております。現地の状況ですが、この 4 筆ともマルチをもう張っておりまして、野菜を植えつける準備をしてありました。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

堀田推進委員

番号 12 番について説明します。場所は、地図が 3 ページ、これについては、この地図の北側に既に研修用のビニールハウス等々の研修所があります。今回、規模拡大ということで、この場所を利用権の設定して耕作をするということです。これまでは毎年水稲を作付していたそうです。特に問題等もないと考えていますので、審議のほどよろしく申し上げます。

6 番の古川ですが、ナンバー 13 から 17 までご報告します。、設定を受ける者が同じなので、一括してご報告をいたします。

2 月 17 日に安井推進委員と事務局 2 名で現地の確認を行いました。ナンバー 13 と 15 は再設定の事案です。地図につきましては 4 ページをご覧くださいますと、4 ページ右側が津田方面、左側が浅原方面となります。受けられる遠藤さんですけれども、この辺り一帯をもう既に耕作をされておられまして、この度の 13、15 につきましても、ともに〇〇さんから〇〇さんへの設定ということで、これまでも耕作をなさっておられます。

次に 14 番、ナンバー 14 ですけれども、地図は 5 ページになります。〇〇さんの農地でございますけれども、手続上もこれ新規となっています。これまでも〇〇さんがここでは里芋を作られておられ、既に掘った後で、一旦耕したという状況になります。実質、再設定ということで考えてよろしいかと思えます。今度は、次のページ、5 ページをご覧くださいますと、ナンバー 16 になります。6 ページの地図をご覧くださいますと、右側が津田方面、左側が浅原に向かって元の小学校のほうへ行く道です。小瀬川沿いの場所ということで、そこに県道が通っているのですが、浅原では主要な道路ということになりまして、この主要道路に面した部分、結構広いところが荒れるということになったら困るわけです。ここは昨年までは〇〇さん本人が米を作られておりました。昨年ご存じのようにウンカの被害が物すごく激しかったですね。ここもそのウンカの被害を非常に受けられておられまして、刈り取り後ももう水張り状態にされておられ、これは営農意欲をもなくされたのではないと思っていたわけですが。そういったところへ〇〇さんが受けて、ここを耕作されるということで、今現在は何を作付ようかということでまだ思案中だと聞いております。いずれにしてももう田んぼの水は抜きまして、後、乾かしていくという状況で、今朝も見えて通ってきました。主要道に隣接する農地ですけど、これが荒れないということで非常に安堵しています。

次は 17 番ですけれども、地図は 7 ページをご覧ください。地図でいいますと、ここは小瀬川沿いでもございまして、地図の左側が小瀬川でもございまして、この小瀬川のちょうどカーブをしたような状態で、上のほうへ向かってずっと小瀬川がカーブしてきている状況です。ここの 17 番ですけれども、以前、〇〇さんという方が作っていらっしゃいました。現在、〇〇さんが高齢ということであり、営農のほうをだんだん縮小されるという状況の中で〇〇さんに話が行ったということです。ここも〇〇さんが受けて耕作されるということになりました。以上、5 件ですけれども、いずれも問題なく、〇〇さんも着実に規模拡大をされておられまして、非常によいことと思っております。ご審議のほうよろしくお願いたします。以上です。

| | |
|--------|---|
| | <p>それでは、この11番から17番までの事案についての質疑をお願いします。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>ありませんか。</p> |
| 黒田推進委員 | <p>〇〇さんの受けですが、非常に受けてされるのはすごいことだと思いますが、相当耕作面積が広がって、どういう形でされるのだろうかと思って、少し懸念があるのですが、その辺はどのような計画でされておられるのか分かりますか。</p> |
| 6番委員 | <p>はい、直接聞いたわけではないのですが、佐伯支所でそういった対応をされているのですが、〇〇さんのところで4月から2人、常時の雇用をされるようで、その方も合わせまして、営農されるようです。</p> |
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。ほかにございませんか。</p> <p>ほかにご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号11番から17番について承認することに異議ございませんか。</p> |
| | <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号11番から17番について承認することに決定をいたします。</p> <p>続いて、議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてを議案としますが、番号10番については、先ほど申し上げましたが、議席番号1番、中田委員が関係する案件のため、中田委員さんのご退席をお願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝中田委員 退席＝</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号10番について説明させていただきます。</p> <p>議案書は2ページに総括表、3ページに内訳、位置図は1ページになります。</p> <p>番号10番、農地の所在地は、吉和字实操、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1,123平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和4年12月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号10番の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお願いいたします。</p> <p>岡委員さん。</p> |
| <p>5番委員</p> | <p>5番の岡です。2月12日に中田委員、私、事務局とで再度現地を確認してまいりました。今回の申請農地ですけれども、以前〇〇が水稻を作付されておりました。これはいろいろ替わってきていまして、2年度の10月の総会で〇〇さんという方が作っておられたんですが、令和2年の10月総会でほかの方が利用権の設定を行いました。その申請人の〇〇さんが番地の誤りということを知られて、令和3年の12月に〇〇さんのほうから取消願が出ました。今回、〇〇のほうに利用権を設定するということ再度こういう形の利用権設定となりましたので、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、これについて、皆さんのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>別にありませんか。</p> |
| <p>《委員より質疑等なし》</p> | |
| <p>議長</p> | <p>ご意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のうち、番号10番について承認することに異議ございませんか。</p> |
| <p>《委員より異議等なし》</p> | |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認め、議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号10番について承認することに決定をいたします。</p> <p>それでは、中田委員さん、席にお戻りください。</p> |
| <p>＝中田委員 復席＝</p> | |
| <p>議長</p> | <p>それでは、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号34番については議席番号2番の木浦委員と議席番号3番の神鳥委員、番号35、36については</p> |

| | |
|-------|--|
| 事務局 | <p>木浦委員が関係する案件のため、先に番号26、27番を審議をいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号26番、27番について説明させていただきます。</p> <p>議案書は6ページに総括表、7ページ・8ページに内訳、位置図は8ページから9ページになります。</p> <p>番号26番、農地の所在地は、吉和字八幡原で、登記地目は畑、面積は10筆の1、800平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は自宅の売却に伴い畑も売却するため、譲受人は購入する自宅に近く、営農を始めるため、有償の所有権移転です。</p> <p>なお、こちらの農地につきましては、令和2年11月第12回総会で空き家バンクに附随する農地として御承認いただいた農地の案件でございます。また、議案第11号、番号28番との関連案件ともなっております。</p> <p>次に番号27番、農地の所在地は、大野字棚田で、登記地目は田、面積は1筆の942平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難なため、譲受人は自宅に近く便利であるため、有償の所有権移転です。</p> <p>譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号26番、27番の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>26番について中田委員、27番について山田委員さん、お願いします。</p> |
| 1番委員 | <p>1番の中田です。番号26番について説明いたします。</p> <p>2月22日に岡委員と事務局で現地の確認を行いました。</p> <p>地図の8ページをご覧ください。番号26と28がありますが、この28に空き家バンクに登録されている家屋があります。ということで、農地法に規定する別段の面積1アールに該当する土地でございます。周囲の状況を見ても特段問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。</p> |
| 10番委員 | <p>10番の山田です。27番の説明をいたします。</p> |

地図は8ページ、これは2月15日に吉田推進委員、それから事務局とで現地を確認いたしました。この農地は、何年も耕作されていない荒れた農地ということだったのですが、譲渡人も年寄りで、息子は会社勤めでなかなか時間が取れないということで今にいたります。この度、その隣に位置する譲受人の方がここを買うということで所有権の移転をするということです。これは譲受人の人はほかにも耕作をしておりますし、間違いなしに耕作が期待できると思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

この意見について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

ご意見ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号26、27番について許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号26番、27番について許可することに決定をいたします。

続きまして、同じく議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号34番について議案としますが、議席番号2番の木浦委員さん、議席番号3番の神鳥委員のご退席をお願いをいたします。

＝木浦委員、神鳥委員 退席＝

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号34番について説明させていただきます。

議案書は6ページに総括表、8ページに内訳、位置図は10ページになります。

番号34番、農地の所在地は、栗栖字小浜で、登記地目は畑、面積は2筆の128平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難なため、譲受人は自宅に近く便利であるためで、有償の所有権移転です。

譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えてお

り、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号34番の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。

黒田委員さん、お願いします。

黒田推進委員

推進委員の黒田です。

2月17日に古川委員、安井推進委員と事務局2名と私で現地確認に行きました。それで、その場所は地図で10ページで、34の網かけがしてあるところです。この農地とそれからこれは〇〇委員さんの真横にあるわけですが、その後ろ側にも譲渡人の〇〇さんの山があったりして、長い間、山で一緒に〇〇委員さんが管理しておられたので、譲渡人の〇〇さんも遠くでなかなか農業もできないという形ですし、子供さんも遠方へ行っておられるので、もう年であるし処分したいということです。神鳥さんへ話が行ったので、別に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長

それでは、これについて、皆さんからのご意見を伺います。ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号34番について許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号34番について許可することに決定をいたします。

それでは、退席した委員の神鳥さんのみ席へお戻りください。

＝神鳥委員 復席＝

議長

それでは、同じく議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号35番、36番について議案とします。

事務局

それでは、事務局から説明をお願いします。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号35番、36番について説明させていただきます。

議案書は6ページに総括表、8ページ・9ページに内訳、位置図は11ページになります。

番号35番、36番は、譲受人が一緒のためまとめて説明させていただきます。

番号35番、36番、農地の所在地は、永原字大久保で、登記地目は田、面積は5筆の1,068平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。番号35番の権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難なため、譲受人は自宅に近く便利であるため、無償の所有権移転です。番号36番の権利の移転理由は、譲渡人は同居の長男に耕作させるため、譲受人は自宅裏で耕作しやすいため、無償の所有権移転です。

いずれも譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号35番、36番の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。

35番、36番とも三田委員さん、お願いします。

三田推進委員

まず35番について説明をいたします。地図は11ページをご覧ください。玖島分れから玖島方面へ向かって約300メートルぐらい入ったところに位置いたします。

2月17日に河井委員と、木浦委員、そして事務局の計5名で現地の確認を行っております。譲渡人の〇〇さんですが、遠方に住んでいるということで、管理ができないという理由で親戚である〇〇さんに、休耕中の田畑4筆を、やや荒れた状態ではありますが、それを譲り渡すものです。11ページの地図を見ていただきたいのですが、東の35番、これが1184番地、それと東の35番の中に1199-1、1199-2、それと1202の地番がこの中に3筆入っております。以前は〇〇さんの兄弟が農地の管理も行っておられたのですが、数年前に亡くなられております。というようなことから管理が非常に難しくなったようです。譲り受け後は、水稻や自宅で消費する野菜を作付するということですし、農機具等持っておられ、水稻のふちで両親と一緒に棚で作付されているようでありますので、特に問題はないものと考えております。

| | |
|-----|--|
| | <p>それと、次の36番について説明をいたします。地図は同じく11ページをご覧ください。2月17日に河井委員と木浦委員、事務局、計5名で現地の確認を行っております。</p> <p>譲渡人は、〇〇さんのお父さんです。長男の〇〇さんに自宅裏の休耕中であります農地を85平米を耕作してもらいたいとの理由で長男さんに譲り渡すものです。幸いにして、〇〇さんは近くに住んでおられまして、普段も営農を手伝っておられるということでもありますので、これについても特に問題はないと考えます。2件ともよろしくご審議、よろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>この意見について、ご意見、ご質問等があればお願いします。ご意見ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>ご意見ないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号35番、36番について許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号35番、36番について許可することに決定をいたします。</p> <p>それでは、木浦委員さん、自席へお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 復席＝</p> |
| 議長 | <p>それでは、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案としますが、番号29番については議席番号15番の登委員、番号32番、33番について議席番号2番の木浦委員が関係する案件のため、先に番号28番を審議をいたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号28番について説明させていただきます。</p> <p>議案書は6ページに総括表、10ページに内訳、位置図は8ページになります。</p> <p>番号28番、農地の所在地は、吉和字八幡原の第2種農地で、登記地目は畑、面積は2筆の457平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。またこちらの申請は、先ほど議案第10号、</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>番号26番との関連案件で空き家バンクへ登録のあった住宅ですが、既に宅地として利用していたため、てんまつ書が提出されております。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号28番の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>中田委員さん、お願いします。</p> |
| 1番委員 | <p>1番の中田です。番号28番について説明をいたします。</p> <p>2月22日に岡委員と事務局とで現地の確認を行いました。番号26でも説明しておりますとおり、この土地には既に家が建っております。私が知っている限りでは、ずっと昔から建っていたのではないかと思われます。それで、この住宅の周辺は、番号26で合わせて購入されるということなので、特に問題はないと思われます。よろしく審議のほう、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ありませんか。</p> |
| | <p>《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号28番について許可することに異議ございませんか。</p> |
| | <p>《委員より異議等なし》</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号28番について許可をいたすことに決定しました。</p> <p>議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号29番について議案としますが、議席番号15番、登委員の御退席をお願いをいたします。</p> |
| | <p>＝登委員 退席＝</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |

事務局

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号29番について説明させていただきます。

議案書は6ページに総括表、10ページに内訳、位置図は12ページになります。

番号29番、農地の所在地は、佐方字同免の第2種農地で、登記地目は田、面積は3筆の2, 504平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。

書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

以上で、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号29番の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお願いします。

沖村委員さん、お願いします。

13番委員

13番の沖村です。29番の説明をいたします。2月18日、是佐委員と事務局とで現地確認に行きました。地図は12ページです。右下のほうに西広島バイパスと書いてありますけれど、現地はバイパスと山陽道の間、佐方のトンネルを越したらずっと極楽寺山のほうへ向けた最後の一番上のほうになります。現地のすぐ北側、ここはもう作業場として使われていて、その南側はもう住宅になっておまして、近隣農地への影響はないと思います。

よろしくお願いいたします。

議長

それでは、これについてのご意見、ご質問等をお伺いいたします。

ご質問ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

ご意見がないようですので、お諮りします。

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号29番について許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号29番について許可すること

に決定をいたします。
それでは、登委員、席へお戻りください。

＝登委員 復席＝

議長

それでは同じく、議案第11号です。農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号32番、33番について議案としますので、議席番号2番の木浦委員のご退席をお願いをいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号32番、33番について説明させていただきます。

議案書は6ページに総括表、10ページ・11ページに内訳、位置図は10ページ・11ページになります。

番号32番、農地の所在地は、栗栖字小浜の第2種農地で、登記地目は畑、面積は1筆の92平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請ですが、農地以外の用途として利用していたため、顛末書が提出されております。

番号33番、農地の所在地は、永原字大久保の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の99平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請ですが、農地以外の用途として利用していたため、顛末書が提出されております。

いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

以上で、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号32番、33番の説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。

32番を神鳥委員さん、33番、三田委員さん、お願いします。

3番委員

3番の神鳥です。32番について説明をいたします。地図は10ページで、黒田さんが地図については説明されたと思いますが、私の家の道路を挟んだ前になります。

2月17日、古川委員、安井推進委員、事務局2名、私、計5名で現地を確認いたしました。〇〇さんと〇〇さんは兄弟で、〇〇さんは、〇〇家に嫁がれ遠方より管理されていましたが、高齢のため管理しづらく、このほど〇〇さんに所有権を移転されま

す。

なお、この土地には、顛末書が提出されております。〇〇さんのお母さんの妹さんが広島市内の嫁ぎ先で被爆され、夫婦で竹中家に疎開され、翌年21年の春に〇〇さんのお父さんが急遽この土地に新築されてそのままの状態です。今に来て至っております。現状のまま使用されるということで周辺にも悪影響もないと考え、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

三田推進委員

推進委員の三田です。33番について説明をいたします。

先ほどの続きになりますが、2月17日に河井委員と木浦委員、事務局、計5名で現地確認を行いました。地図は11ページですね。〇〇さんは、住んでいる住宅用地、東ですがナンバー36とナンバー33の間の住宅が99平米であります。そこを住宅用地として利用していたため、今回正式に許可申請をするものであります。で、〇〇さんから〇〇さんに切り替えということになっております。ここに長く細長い用地があるのですが、おそらく過去に建造の拡張工事などで土地がそういった形になったものではないかと考えられております。

この地図をよく見ていただきたいのですが、東の33番と36番の間にあるこの住宅ですが、これが〇〇さんの本家の家です。それと離れ、細長い赤の用地があってその右側が〇〇さんの離れになっております。36番の右隣に、ここで〇〇さんが生まれた実家というのに当たる関係でありまして、そこらにしっかり親戚関係でのやりとりがありますので、特に問題はないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

それでは、この2件についてのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。

別にございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

ご意見がないようですので、お諮りをします。

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号32番、33番について許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号32番、33番について許可することに決定をいたします。

それでは、木浦さん、はい。

＝木浦委員 復席＝

議長

それでは、議案第12号 非農地通知について議案とします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第12号 非農地通知について説明させていただきます。
議案書は12ページ、位置図は13ページ・14ページになります。

議案書と一緒に送りました議案第12号資料①も併せてご覧ください。

議案の朗読は省略させていただきます。

番号5番、農地の所在地は、宮内字砂原、宮内字国広の第2種農地です。登記地目は畑で、面積は3筆で795平方メートルです。関係者は議案記載のとおりです。

農地法第30条に規定する利用状況調査の実施の後、その土地が農地に該当しないと思われること、また本人からの申出もあり、再度の現地調査を行ったところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、農地に該当しない旨の判断は可能と考えます。

以上で、議案第12号 非農地通知について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。

中山委員さん、お願いします。

4番委員

4番の中山です。2月16日、岩本委員、事務局2名、4名で確認しました。ご案内どおり、資料①を見ていただきますと、もう結構前から山林化されております。砂原についても結構もう木が大きくなって、相当年月がたっているのではないかと思います。一応確認しましたが、非農地証明でひとつよろしくお願いいたします。

議長

それでは、これについてのご意見、ご質問等があればお願いいたします。

ご意見ありませんか。

ないようですので、お諮りをします。

議案第12号 非農地通知について、非農地である旨を通知することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第12号 非農地通知について、非農地である旨を通知することに決定をいたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明させていただきます。</p> <p>議案書は13ページ、位置図は15ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和3年1月13日から令和3年2月10日までの間に受理した1件です。</p> <p>議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号18番につきましては、農地転用の手続を行わず、既に農地以外の用途として利用していたため、始末書が提出されております。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告を終わります。</p> <p>続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。</p> <p>議案書は14ページ・15ページ、位置図は15ページから18ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和3年1月13日から令和3年2月10日までの間に受理した5件です。</p> <p>議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号12番につきましては、農地転用の手続を行わず、既に農地以外の用途として利用していたため、始末書が提出されております。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局から説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。</p> |
| | <p>《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。</p> |
| 議事 | <p>以上で、議事を終わります。 ありがとうございました。 次回、第4回農業委員会総会は4月6日火曜日、さいき文化ホールで開催する予定にしております。よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。</p> |

(閉会 午前11時30分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年4月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（3番委員）

廿日市市農業委員会委員（4番委員）
